

■橋本駅循環ミニバスの試行運行期間の延長について

<議決事項>

試行運行期間の延長（平成 28 年 6 月 7 日～平成 28 年 11 月 30 日）

（理由）

地下鉄橋本駅と周辺地域を結ぶバス路線の確保を目的として、平成 27 年 12 月 7 日から、橋本駅循環ミニバスの試行運行が実施されている。利用者数は目標に届いていないものの、増加傾向にあり、今後の利用促進活動により目標の達成が見込めること、また利用者からの継続要望があること等から、試行運行の継続を諮るもの。

<試行運行概要>

運行事業者： 福岡西鉄タクシー株式会社

運行区間： 地下鉄橋本駅～西鉄壱岐営業所～福岡リハビリテーション病院～
～野方台～藤ヶ丘団地～地下鉄橋本駅

運行本数：

	Aルート (外周左回り)	Bルート (外周右回り)	Cルート (橋本駅→ 野方台団地)	Dルート (野方台団地 → 橋本駅)	計
平日・土曜・ 日祝日共通	2 便	6 便	2 便	1 便	11 便

使用車両： ワンボックスバス（乗車定員 12 名）

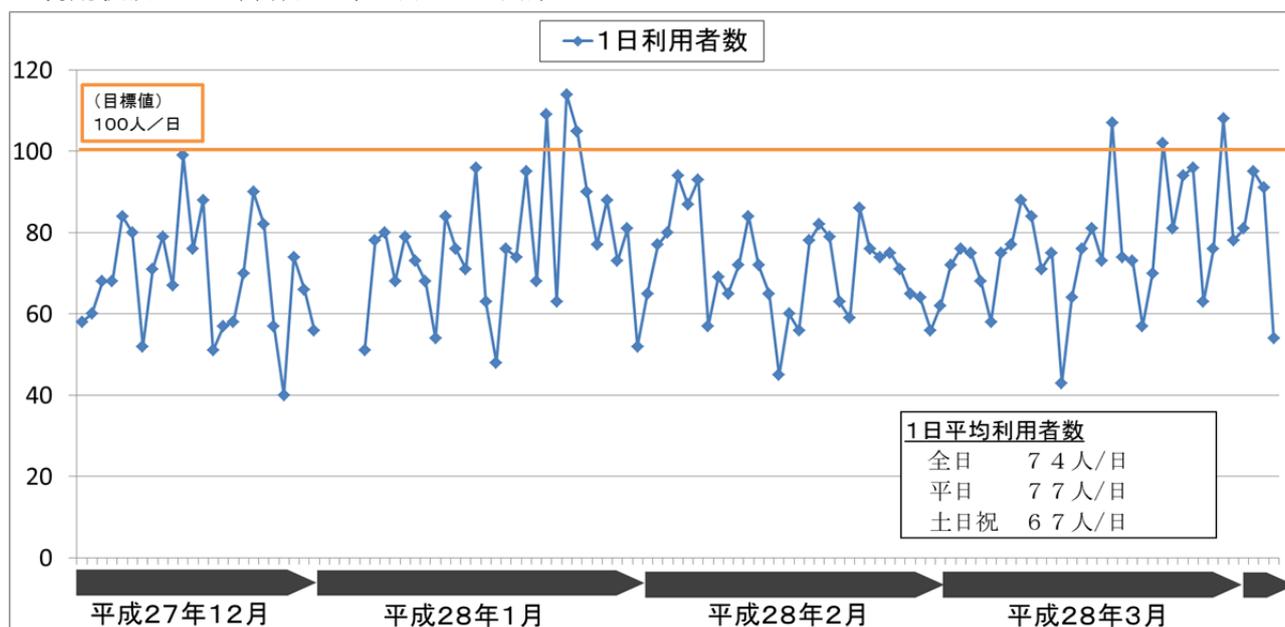
※道路運送法の緩和適用[運行車両台数]

（予備車両についてはジャンボタクシーとし、多客時においては小型車両と併せて運行）

運行期間： 平成 27 年 12 月 7 日 ～ 平成 28 年 6 月 6 日（6 ヶ月）

（期間延長） 平成 28 年 6 月 7 日 ～ 平成 28 年 11 月 30 日（約 6 ヶ月）※今回議決

<利用状況>（平成 28 年 4 月 3 日時点）



<参考>

(路線概要)

西区の橋本地区では、地域主体のまちづくりの一環として、橋本駅と周辺地域とを結ぶ地域循環バスの導入について平成19年度より検討が行われている。平成23年度には社会実験、平成25年度には10か月間の試行運行が実施されており、平成27年12月6日から3回目の試行運行を実施している。(利用促進チラシ)

平成27年12月7日より
11便 運行開始

運賃 大人(中学生以上) 170円
小児(小学生以上) 90円
※6ヶ月間の試行運行

橋本駅循環ミニバス

買い物に! 病院に! バス・地下鉄への乗り継ぎに! アクセス便利

安心、快適、迅速の西鉄タクシーが運行します

福岡西鉄タクシーは福岡でトップクラスの保有車両。お客様の多様なニーズにお応えできるよう、さらなる安心・快適・迅速を目指してサービスの拡充に努力しております。これからも西鉄グループならではの信頼のドライビングで、お客様に満足いただけるサービスを提供していきます。

※本路線の運行は福岡リハビリテーション病院・福岡リハ整形外科クリニック・村上華林堂病院・タケシマ整形外科クリニック・木の葉モール橋本・志岐・野方商店連合会よりご協力を頂いております。

橋本駅循環ミニバスのお問い合わせは **西鉄お客さまセンター ☎0570-00-1010** タクシーのご用命は **福岡西鉄タクシー ☎092-531-0531**

橋本駅循環ミニバス (平日共通) 運行時刻表

【運行期間】 平成27年12月7日(月)～ ※6ヶ月間の試行運行 ※12/31、1/1、1/2、1/3は運休致します。

停車停留所	D	A	A	停車停留所	B	B	C	B	B	B	B	C
橋本駅前	—	9:15	10:15	橋本駅前	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
村上華林堂病院	—	9:16	10:16	村上華林堂病院	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16
大河原	—	9:18	10:18	大河原	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18
野方(パチンコ店前)	—	9:19	10:19	野方(パチンコ店前)	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19
野方(営業所)	—	9:20	10:20	野方(営業所)	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20
野方遺跡入口	—	9:22	10:22	タケシマ整形外科医院	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22
野方西団地	—	9:23	10:23	道隈	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
福岡リハ整形外科クリニック	—	9:25	10:25	志岐南小学校入口	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
福岡リハビリテーション病院	—	9:26	10:26	藤ヶ丘団地	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25
生松台入口	—	9:27	10:27	藤ヶ丘中央	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26
生松台一丁目	—	9:28	10:28	藤ヶ丘集会所	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:27
生松台二丁目	—	9:29	10:29	萩ヶ丘中央	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28
生松台三丁目	—	9:30	10:30	ウッディテニスコート前	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	18:29
野方台	—	9:31	10:31	野方四丁目	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
上野方台団地	—	9:32	10:32	野方南三区集会所	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31
野方台団地	8:45	—	—	野方五丁目	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32
野方五丁目	8:46	9:33	10:33	野方台団地	—	—	13:33	—	—	—	—	18:33
野方南三区集会所	8:47	9:34	10:34	上野方台団地	11:33	12:33	—	14:33	15:33	16:33	17:33	—
野方四丁目	8:48	9:35	10:35	野方台	11:34	12:34	—	14:34	15:34	16:34	17:34	—
ウッディテニスコート前	8:49	9:36	10:36	生松台三丁目	11:35	12:35	—	14:35	15:35	16:35	17:35	—
萩ヶ丘中央	8:50	9:37	10:37	生松台二丁目	11:36	12:36	—	14:36	15:36	16:36	17:36	—
藤ヶ丘集会所	8:51	9:38	10:38	生松台一丁目	11:37	12:37	—	14:37	15:37	16:37	17:37	—
藤ヶ丘中央	8:52	9:39	10:39	生松台入口	11:38	12:38	—	14:38	15:38	16:38	17:38	—
藤ヶ丘団地	8:53	9:40	10:40	福岡リハビリテーション病院	11:40	12:40	—	14:40	15:40	16:40	17:40	—
志岐南小学校入口	8:54	9:41	10:41	福岡リハ整形外科クリニック	11:41	12:41	—	14:41	15:41	16:41	17:41	—
道隈	8:55	9:42	10:42	野方西団地	11:42	12:42	—	14:42	15:42	16:42	17:42	—
タケシマ整形外科医院	8:56	9:43	10:43	野方遺跡入口	11:43	12:43	—	14:43	15:43	16:43	17:43	—
野方(営業所)	8:58	9:45	10:45	野方(営業所)	11:45	12:45	—	14:45	15:45	16:45	17:45	—
大河原	8:59	9:46	10:46	大河原	11:46	12:46	—	14:46	15:46	16:46	17:46	—
志岐郵便局前	9:00	9:47	10:47	志岐郵便局前	11:47	12:47	—	14:47	15:47	16:47	17:47	—
村上華林堂病院	9:02	9:49	10:49	村上華林堂病院	11:49	12:49	—	14:49	15:49	16:49	17:49	—
橋本駅前	9:05	9:52	10:52	橋本駅前	11:52	12:52	—	14:52	15:52	16:52	17:52	—

■今宿姪浜線における 1 日フリー乗車券の販売期間設定の廃止について

<議決事項>

1 日フリー乗車券の販売期間設定の廃止

(理由)

平成 24 年 9 月から日祝日の利用促進を目的に期間限定で導入されている 1 日フリー乗車券については、販売期間が 1 年間となっているため、毎年の更新が必要となっている。年々、販売枚数が増加しており、運賃収入に一定の効果が見られることから、今回、販売期間の設定を廃止し、永続更新とすることについて諮るもの。

<一日フリー乗車券概要>

運行事業者：株式会社 姪浜タクシー

運賃の種類、額及び適用方法：

運賃の種類	特殊普通旅客運賃（一日フリー乗車券）
乗車券の名称	なぎさ号通行手形
運賃の額	大人：500 円 小学生、障がい者：300 円 乳幼児：無料
運賃の適用方法	有効区間：全区間 有効期限：日曜日及び祝日（使用日当日のみ有効）

導入期間：（昨年議決済）平成 27 年 9 月 1 日～平成 28 年 8 月 31 日

<販売効果>

1 日フリー乗車券を導入した平成 24 年度から日祝日の一人当たり運賃収入が増加している。

	販売枚数	日祝日の一人当たり 運賃収入単価	日祝日の 1 往復当たり 利用者数
平成 21 年度	-	206 円/人	10.3 人/往復
平成 22 年度	-	219 円/人	8.3 人/往復
平成 23 年度	-	217 円/人	8.5 人/往復
平成 24 年度	156 枚 (9 月 1 日～3 月 31 日)	238 円/人	8.6 人/往復
平成 25 年度	282 枚	246 円/人	8.8 人/往復
平成 26 年度	409 枚	264 円/人	7.9 人/往復
平成 27 年度	417 枚	256 円/人	8.8 人/往復

<参考>

(路線概要)

当該路線については、平成18年11月の社会実験から8年以上が経過しており、平成24年4月1日に運行内容の見直しを行い、また平成27年4月1日よりバス停を新設するなど、利用客の増加・維持に努めている。

(休廃止申し出の経緯)

- 平成17年10月に昭和自動車(株)が西区を走る6路線の休廃止申し出
 - 休廃止された場合、西区今宿上ノ原等で新たに公共交通空白地が生じる。
- 地域、事業者、市による協議会を開催し、運行内容、利用促進策について協議。
- 複数の廃止路線を統合した形の路線を新設し、新規事業者(タクシー事業者)を選定。
- 全日の運行経費を補助対象とし、経費と収入の差額を地域・市が支援。

(路線図)



(運行内容)

休廃止申し出時		現在	
運行事業者	昭和自動車(株)	運行事業者	(株) 姪浜タクシー
路線	今宿野外活動センター ~ 今宿 今宿野外活動センター ~ 今宿 ~ 野北 姪浜 ~ 今宿 ~ 前原	路線	今宿野外活動センター ~ 今宿駅前 ~ 姪浜駅北口 (約10km)
車両	中型バス	車両・乗務員	マイクロバス1台・乗務員2人
運行時間帯	始発 7:40 (今宿野外活動センター発) 最終 18:12 (今宿発)	運行時間帯	始発 7:10 (今宿野外活動センター発) 最終 18:40 (姪浜駅北口発)
運行本数・利用者数	平日 11.5 往復・47人/日 土曜日 11.0 往復・46人/日 日祝日 11.0 往復・35人/日	運行本数・利用者数 (27年度)	平日 10.0 往復・104人/日 土曜日 8.0 往復・68人/日 日祝日 8.0 往復・70人/日

福岡市地域公共交通会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催手続)

第2条 会長は、規則第6条に規定する交通会議の会議を開催しようとする場合は、会議の日時、場所、案件等をあらかじめ、委員及び当該議事に関係のある臨時委員に対して通知するものとする。

(委員の代理)

第3条 交通会議の会議における委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。ただし、道路運送法施行規則第9条の3第4号に規定する委員にあつては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議の議事進行)

第4条 福岡市地域公共交通会議規則第6条第2項に規定する議長（以下「議長」という。）は、交通会議の会議を主宰し、議事を進行する。

- 2 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 3 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示を出すことができる。

(傍聴の取扱)

第5条 交通会議の会議は、原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとするすることができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第6条 会長は、交通会議の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、交通会議における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第7条 次に掲げる事項について、会長は、必要と認めるときに、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって交通会議の議決に代えることができる。

- (1) 運行時刻の変更

- (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) 停留所の新設並びに位置又は名称の変更
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が軽微な事案又は緊急の決定を要する事案と判断したもの
- 2 前項に規定する場合においては、第3条の規定にかかわらず、委員及び臨時委員の代理は、これを認めない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数からの書面による回答が得られなければ、交通会議の議決とすることができない。
- 4 規則第6条第4項の規定は、第1項の議決について準用する。この場合において、規則第6条第4項中「出席した」とあるのは「書面により回答した」と、「議長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。
- 5 第1項に規定する議決をおこなった場合、会長はその結果を書面により速やかに委員及び当該議事に関係のある臨時委員に報告するとともに、次回の会議において報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年 3月22日から施行する。

この要綱は、平成25年 7月 4日から施行する。